

# プールの構造・衛生管理の基準と手続き

1	プール条例の概要	1
2	構造管理基準	1
3	衛生管理基準	5
4	管理のポイント	8
	(1) 水質の解説	
	(2) 塩素剤	
	(3) 補給水	
	(4) プールにかかわる感染症	
	(5) プールでの事故	
	(6) 安全確保	
	(7) 書類	
5	提出必要書類	18
6	その他の手続き	19
	(1) 変更届	
	(2) 承継届	
	(3) 廃止届	
	(4) 再開届	
7	資料	21
	(1) 江東区プールの衛生管理に関する条例	
	(2) 江東区プールの衛生管理に関する条例施行規則	

# 1 条例の概要

## (1) 目的

「江東区プールの衛生管理に関する条例」は、プールの構造設備及び維持管理等について必要な事項を定めることにより、プールの衛生と安全の確保を図ることを目的としています。

## (2) 定義

「江東区プールの衛生管理に関する条例」による「プール」とは、容量50m<sup>3</sup>以上の貯水槽を設け、公衆に水泳させる施設をいいます。

# 2 構造設備基準

表中・・・条：江東区プールの衛生管理に関する条例

規：江東区プールの衛生管理に関する条例施行規則

別表：江東区プールの衛生管理に関する条例施行規則別表

(例)「条 1-2-3」は、「条例第 1 条第 2 項第 3 号」を指します。(以下、同様)

表-1 構造設備基準

項目	基準等	根拠
貯水槽 (プール水槽)	<ul style="list-style-type: none"><li>不浸透性材料を用い、給排水及び清掃が容易で周囲から汚水が流入しない構造とすること。</li><li>オーバーフロー溝を設けること。</li><li>水深を明示すること。(最深・中・最浅等)</li><li>循環ろ過方式の浄化設備を設けること。</li><li>水位調整槽及び還水槽についても、容易に清掃及び消毒ができる構造とすること。</li></ul>	条 3-3-1  条 3-3-1 条 3-3-1 別表 1-2 別表 1-8
プールサイド	<ul style="list-style-type: none"><li>不浸透性材料を用い、水際は滑り止め構造とすること。</li><li>水泳者数に応じ、かつ、救急のための作業を妨げない広さとすること。</li><li>緊急時に速やかな救命措置等ができるようにプール水槽全辺に設けること。</li><li>転倒等の事故防止のため、排水勾配をとり、良好な水はけ等にも考慮した構造とすること。</li><li>清掃専用の水栓を設置することが望ましい。</li></ul>	条 3-3-2 別表 1-1

通路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不浸透性材料を用い、滑り止め構造とすること。</li> <li>・ 転倒等の事故防止のため、排水勾配をとり、良好な水はけ等にも考慮した構造とすること。</li> </ul>	条 3-3-3
給水設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貯水槽に新鮮水を補給する場合は、吐水口空間を設ける等、給水管にプール水が逆流しない構造とすること。</li> </ul>	条 3-3-4
排水設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排水が短時間に行える能力を有すること。</li> <li>・ 排水をプール水として再利用する構造としないこと。</li> </ul>	条 3-3-5 別表 1-9
量水器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規補給水量及び循環水量を把握するため、専用の量水器を設けること。</li> <li>・ 原則として各貯水槽の循環系統ごとに設置すること。</li> </ul>	別表 1-10
排水口 循環水取入口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堅固な金網、鉄格子等を設けること。</li> <li>・ 金網、鉄格子等は吸付き事故を防止する構造とし、ネジ若しくはボルト等により固定をすること。</li> <li>・ 配管口に吸込み防止金具を設置する等の安全対策を施すこと。</li> <li>・ 金網、鉄格子、ネジ及びボルト等は、堅固な腐食しにくい材質のものを用いること。</li> </ul>	条 3-3-5 別表 1-5  別表 1-6
吐出口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プール水中の遊離残留塩素濃度又は二酸化塩素濃度が均一になる位置に設けること。</li> <li>・ 堅固な金網、鉄格子等を設置し、ネジ若しくはボルト等により固定をすること。</li> </ul>	別表 1-4  別表 1-7
オーバーフロー溝	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オーバーフロー水をプール水として再利用する場合は、オーバーフロー溝と別に排水溝を設ける等、オーバーフロー水以外の排水が混入しない構造とすること。</li> </ul>	
消毒設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 循環のための配管経路の途中に、プール水を消毒させるための薬剤を連続注入する設備を設けること。</li> <li>・ プール水中の薬剤濃度が均一になるように、注入口数及び注入位置を設けること。</li> <li>・ オゾン又は紫外線等の塩素剤等以外による消毒設備を設ける場合は、衛生と安全を確保できる構造とし、塩素剤等による消毒と併用すること。</li> </ul>	別表 1-3
プール水槽水の 浄化設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 時間当たり貯水槽容量の 6 分の 1 以上の処理能力を有する設備を設けること。</li> </ul>	
足洗い場 腰洗い槽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 足洗い場及び腰洗い槽を設ける場合は、更衣所及び便所からプールに至る途中適正な位置に設置すること。</li> <li>・ 排水設備は、十分な排水能力を有するものを設けること。</li> </ul>	別表 1-11

シャワー	<ul style="list-style-type: none"> <li>温水設備を設置すること。</li> <li>十分な排水能力を有する設備を設けること。</li> <li>循環給湯設備を用いる場合は、レジオネラ症防止対策の措置を講じること。</li> </ul>	別表 1-11、別表 1-12
水泳前	<ul style="list-style-type: none"> <li>水泳前の水泳者の身体を清浄にし、プール水の汚染を防止するため、更衣所及び便所から貯水槽に至る途中に設置すること。</li> <li>常時放水する機能、自動的に放水する機能等により、水泳者が必ず全身を洗浄できるものとする。</li> <li>足洗い場、腰洗い槽を設けない場合は、全身を洗浄する機能を有するとともに、腰洗い槽のもつ消毒効果と同等の洗浄力を備えたものとする。</li> </ul>	別表 1-11 別表 1-11
水泳後	<ul style="list-style-type: none"> <li>水泳後の水泳者の身体を清浄にするためのシャワーを適切な位置に設置すること。</li> <li>水泳前の水泳者の身体を清浄にするためのシャワーと兼用することができる。</li> </ul>	別表 1-12
採暖室 (低温サウナ等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生的な管理及び使用ができる構造とすること。</li> <li>温度計、換気設備及び排水設備等を適切に設置すること。</li> </ul>	
採暖槽 (ジャグジー等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>容易に清掃及び消毒ができる構造とすること。</li> <li>プール貯水槽系統とは、別系統の構造とすること。</li> <li>公衆浴場法の浴槽基準と同等の構造設備とすること。</li> </ul>	
洗面所 (洗面水栓) 水飲み場 (飲用水栓) 洗眼所 (洗眼水栓)	<ul style="list-style-type: none"> <li>洗面水栓 飲用水栓 洗眼水栓 } は 50 人当り 1 個設けること。</li> <li>洗面水栓と飲用水栓は構造設備・設置形態によっては兼用できる。</li> <li>飲用水栓又は洗面水栓と洗眼水栓は、互いの使用を阻害しないで同時に使用できる間隔に設置すること。</li> <li>洗面器等による排水設備を設けること。</li> </ul>	別表 1-13
便所	<ul style="list-style-type: none"> <li>男子用・女子用別に設け、外部から見通せない構造とし、表示すること。</li> <li>水洗式とし、床は不浸透性材料を用いること。</li> <li>便器の設置数は定員に応じて、男子用 60 人に 1 個を設けること。(男子用便器 5 個ごとに大便器 1 個を設けること。) 女子用 40 人に 1 個を設けること。</li> <li>専用の手洗い設備を設けること。</li> </ul>	条 3-3-6 別表 1-14 別表 1-14

更衣所	<ul style="list-style-type: none"> <li>男子用・女子用別に設け、外部から見通せない構造とすること。</li> <li>利用者の衣服を安全かつ衛生的に保管できる設備を設けること。</li> <li>水泳者の定員は原則として、ロッカーの数とすること。</li> </ul>	<p>条 3-3-6</p> <p>別表 1-15</p>
救護所	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急措置のできる設備を有すること。</li> <li>ベッド、救命器具、救急医薬品等を備えること。</li> </ul>	条 3-3-7
監視所	<ul style="list-style-type: none"> <li>救命用具（救命浮輪、麻なわ等）を備えること。</li> <li>プール全体を見渡すことのできる場所及び位置に設けること。</li> <li>プールの構造等から死角が生じる場合は、複数設けること。</li> <li>事故発生時の連絡体制・対応方法について、マニュアル等を作成するなど、体制を整備すること。マニュアル等は監視所に常備し、緊急時に活用できるようにしておくこと。</li> </ul>	<p>条 3-3-8</p> <p>別表 1-16</p> <p>別表 1-16</p>
放送設備 連絡設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時等に水泳者、監視人等に連絡事項を確実に周知するため、施設に適した放送設備及び連絡設備を設けること。</li> </ul>	別表 1-17
照明設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋内プール及び夜間使用する屋外プールは、プール水槽の水面及びプールサイドの床面で常時 100 ルクス以上の照明を確保できる設備とすること。</li> </ul>	<p>別表 1-18</p> <p>別表 2-18</p>
換気設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋内プールは二酸化炭素濃度 1,500ppm 以下となる設備を設けること。</li> </ul>	<p>別表 1-19</p> <p>別表 2-19</p>
機械室	<ul style="list-style-type: none"> <li>施錠ができる構造とすること。</li> </ul>	別表 1-20
休憩所	<ul style="list-style-type: none"> <li>プールサイドと区画し、飲食物等によるプールサイド及びプール水への汚染を防ぐ構造とすること。</li> </ul>	別表 1-21
観覧席	<ul style="list-style-type: none"> <li>出入口を水泳者用と区別し、かつ、プールサイドと柵等で区画すること。</li> </ul>	別表 1-22
遊戯施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>危害防止上適切な構造のものとし、安全な場所に配置すること。</li> </ul>	別表 1-23
薬品保管施設 及び保管設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>薬剤を安全かつ適正に保管するため、薬品保管施設は施錠可能な構造とし、薬剤ごとに専用の保管設備を設けること。</li> <li>十分な換気能力を持った機械換気設備を設けること。</li> </ul>	別表 1-24

### 3 衛生措置基準

表-2 衛生措置基準

項目	基準等	根拠
施設内	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設内は常に整頓し、水泳者が利用する場所は毎日1回以上清掃すること。</li> </ul>	条 4-1-1
貯水槽 (プール水槽)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年に1回以上全換水するとともに清掃を行い、循環水取入口、貯水槽内の排水口及び吐出口等の安全を確認すること。</li> <li>じんかいその他の汚物等を停滞させないこと。</li> </ul>	別表 2-1 別表 2-4
水位調整槽 還水槽	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年に1回以上清掃すること。</li> <li>適宜、点検を行うこと。</li> </ul>	別表 2-3 別表 2-3
プール水浄化設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用期間中は24時間運転すること。運転を停止する場合は、水質の保持に留意して維持管理を行うこと。</li> <li>定期的にくろ過器、配管及び集毛器について洗浄及び消毒を行うこと。</li> </ul>	
排水口等の 安全確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>循環水取入口、貯水槽内の排水口及び吐出口の金網、鉄格子等及び吸込み防止金具等の固定状況を確認すること。</li> <li>循環水取入口、貯水槽内の排水口及び吐出口付近の水泳者の安全状況を常時確認すること。</li> </ul>	別表 2-2 別表 2-2
監視人	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険防止及び救助のため、適当数配置すること。</li> <li>事故防止対策、事故発生時の対応その他安全及び衛生管理に必要な事項について研修及び訓練等を行い、その記録をプール日誌と共に保管すること。</li> <li>常に水泳者の安全に配慮し、危険防止及び救助に努めること。</li> </ul>	条 4-1-2、別表 2-5 別表 2-6
救命器具	<ul style="list-style-type: none"> <li>直ちに使用できる状態にしておくこと。</li> </ul>	別表 2-7
表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>入口、更衣所その他見やすい場所に、注意事項及び開場時間を表示すること。</li> </ul>	条 4-1-3 別表 2-8
入場の拒否	<ul style="list-style-type: none"> <li>伝染性疾患にかかっている者、泥酔者、付添人のいない幼児、他人の迷惑となるおそれがある者等を入場させないこと。</li> </ul>	条 4-1-4
閉場後の点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>直ちに施設を点検し、異常の有無を確認すること。</li> <li>循環水取入口、貯水槽内の排水口、吐出口の金網、鉄格子等及び吸込み防止金具等の固定状況を確認すること。</li> </ul>	条 4-1-5
危険物の持ち込み 禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>他人に危害を及ぼし、又はプール等の衛生を損なうおそれのある物をみだりに持ち込ませないこと。</li> </ul>	別表 2-10

迷惑行為等の禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>水泳者に、他人の妨げ又は迷惑となる行為をさせないこと。</li> </ul>	別表 2-11
プール水	<ul style="list-style-type: none"> <li>表 3 の基準を守ること。(P. 7 参照)</li> </ul>	別表 2-12、別表 2-13
採暖槽	<ul style="list-style-type: none"> <li>表 3 の基準を守ること。(P. 7 参照)</li> <li>公衆浴場法に準じたレジオネラ症防止対策の措置を講じること。</li> </ul>	別表 2-12、別表 2-13
足洗い場 腰洗い槽等の消毒	<ul style="list-style-type: none"> <li>常に適量の塩素剤を入れておくこと。</li> <li>原則として、遊離残留塩素濃度を 50mg/L 以上 100mg/L 以下に保つこと。</li> <li>随時水を入れ替えるなど常に清浄を保つこと。</li> </ul>	別表 2-16
洗面所、洗眼所、 水飲み場、 シャワーの水	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲用に適する水を使用すること。</li> <li>水道法に規定する水道施設から供給される飲用水であり、かつ飲用に供さない貯水槽を経由しないものであること。</li> </ul>	別表 2-17
屋内・夜間照度	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋内プール及び夜間使用プールは、プール水槽の水面及びプールサイドの床面で常時 100ルクス以上の照度を確保すること。</li> </ul>	別表 1-18 別表 2-18
屋内空気	<ul style="list-style-type: none"> <li>表 3 の基準を守ること。(P. 7 参照)</li> </ul>	別表 2-19
救護病院等の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 以上の最寄りの診療所又は病院を把握し、緊急時の連絡体制を整えておくこと。</li> </ul>	別表 2-20
プール日誌	<ul style="list-style-type: none"> <li>開場中は、天候、気温、水温、水泳者数、事故の状況その他維持管理状況を毎日記録し、水質検査等の記録とともに 3 年間保存しておくこと。</li> </ul>	別表 2-22
設備点検結果等の 掲示	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生と安全に関する状況を利用者に周知するため、水質検査結果及び設備点検結果を掲示すること。(P. 16 参照)</li> </ul>	別表 2-15
疾病、事故発生時の 保健所長への届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>プールに起因する疾病又は事故が発生したときは、遅滞なく保健所長に届け出ること。(P. 17 参照)</li> </ul>	別表 2-21
管理者の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>専任の管理者を置くこと。</li> </ul>	条 5
薬剤保管施設及び 保管設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>異種の薬剤の混合による事故を防止するため、保管容器に薬剤の名称等を示し、薬剤の種類を明確にすること。</li> <li>薬剤の補充を実施する係員には、十分な知識を持ったものを充てること。</li> <li>係員に薬剤の性質及び事故発生時の対応等の必要な知識を習得させること。</li> </ul>	別表 2-23 別表 2-23
貸与物品	<ul style="list-style-type: none"> <li>水着等の直接肌に接する物を水泳者へ貸与するときは、衛生的なものを提供すること。(水着、ゴーグル、帽子、タオル等)</li> </ul>	

表-3 水質・空気・照度の基準

項目	基準値	測定回数 測定場所	測定方法
水素イオン濃度	pH 値 5.8 以上8.6 以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎月 1 回以上</li> <li>プール水槽の対角線上の 2 か所以上の中層位置で採水</li> </ul>	ガラス電極法等、水道水の検査と同等の方法
濁度	2 度以下		比濁法等水道水の検査と同等の方法
過マンガン酸カリウム消費量	12mg/L 以下		滴定法
大腸菌	100mL 中に検出されないこと		特定酵素基質培地法等水道水の検査と同等の方法
一般細菌	1mL につき200CFU 以下		標準寒天培地法等水道水の検査と同等の方法
レジオネラ属菌 (温水プール等加温する場合、 採暖槽を設ける場合)	検出されないこと (10CFU 未満/100mL)	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年 1 回以上</li> <li>水槽の系統ごとに 1 か所以上で採水</li> </ul>	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法
遊離残留塩素濃度 (塩素剤又は塩素による消毒の場合)	0.4mg/L 以上 (1.0mg/L 以下が望ましい)	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎時 1 回以上</li> <li>プール水槽の対角線上の 2 か所以上で採水</li> </ul>	DPD 法又はそれと同等以上の精度を有する方法
二酸化塩素濃度 (二酸化塩素による消毒の場合)	二酸化塩素濃度が 0.1mg/L 以上 0.4mg/L 以下でかつ亜塩素酸濃度が 1.2mg/L 以下		
二酸化炭素 (屋内プール)	空気中の二酸化炭素(炭酸ガス)の含有率が、0.15%(1,500ppm)以下であること (測定の平均値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>2か月以内ごとに 1 回以上</li> <li>床上 75cm 以上 150cm 以下の位置で、使用開始から中間時まで、中間時から使用終了時までの適切な 2 時点において測定する</li> </ul>	検知管、非分散型赤外分析計、光干渉計法等
照度 (屋内・夜間プール)	100ルクス以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年 1 回以上測定することが望ましい</li> <li>プール水槽の水面及びプールサイドの床面で測定する</li> </ul>	照度計

CFU : Colony Forming Unit

表-4 水質の指導値

項目	基準値	測定回数	その他
プール水槽の水温	原則として 22℃以上	毎時 1 回以上	
足洗い槽及び腰洗い槽の遊離残留塩素濃度	原則として 50~100mg/L	毎時 1 回以上 (原則として)	



## 4 管理のポイント

### (1)水質の解説

#### ① 水素イオン濃度 (pH)

水質基準では pH 値を 5.8 以上 8.6 以下とすることとしています。プール水では残留塩素を維持するために塩素消毒を行います。プール水の pH が高くなると殺菌力の強い HClO が殺菌力の弱い ClO<sup>-</sup>に変化するため、pH は低いほうが殺菌力は強いということになります。しかし、逆にプール水の pH が低くなると配管類や循環ろ過装置の腐食が進行しやすくなるので、プール水の pH は中性付近に維持するよう管理しなければなりません。

#### ② 濁度

濁度は水の濁りの程度を示す水質項目です。水質基準では、2 度以下にすることとしています。濁度を 2 度以下にすることによって通常の明るさの条件下では、水深 1~2m のプールの底の白線が明瞭に見える程度の透明さを得ることに加え、遊泳時における衝突の事故防止の観点から、水平方向の視野を確保するための基準です。

#### ③ 過マンガン酸カリウム消費量

過マンガン酸カリウム消費量はプール水中の有機物による汚染の程度を表す水質指標で、12mg/L 以下とすることとしています。プール水中の有機物の主なものは、垢、付着物、人脂、鼻汁、たん、水着色素、化粧品、藻、尿などです。これらが増えると過マンガン酸カリウム消費量も多くなるため、汚染の一指標になります。常に補給水を十分に取り入れ、水質管理をすることが望まれます。

#### ④ 遊離残留塩素濃度

遊離残留塩素濃度はプール水の消毒管理の指標で、その保持は感染症を予防するなど、プールの衛生管理上最も重要です。利用者がプール水に持ち込んだ細菌、ウイルスを含めて大部分の病原体に対して効果を示すことを考慮し、遊離残留塩素濃度 0.4mg/L 以上と水質基準で定めています。利用者数や持ち込まれる負荷により遊離残留塩素濃度は変化します。上限は 1.0mg/L が望ましいことも水質基準で定めています。なお、遊離残留塩素濃度が極端に高いと、水泳者の眼や皮膚粘膜を刺激します。

また、二酸化塩素を消毒剤として使用する場合、二酸化塩素は亜塩素酸イオンを生成するので、プール水を循環利用すると亜塩素酸イオンがプール水に蓄積する傾向がありますから、適切に維持管理しなければなりません。亜塩素酸イオンの多量摂取は、ヘモグロビン障害や貧血などの原因となります。

#### ⑤ 大腸菌

大腸菌は、通常、人や動物の腸管内に生息しています。赤痢菌など消化器系病原菌の検出は煩雑なので、共存する大腸菌を汚染の指標としています。

プール水中に大腸菌が存在することは、プール水が人や動物の糞便によって汚染されている可能性を意味します。

利用者に対しては、シャワー等による身体の清浄を徹底させます。また、腰洗い槽を用いる場合は、残留塩素濃度が低すぎるとかえって病原体に感染する可能性があること、短時間で消毒効果をあげること等を考慮して、遊離残留塩素濃度を 50mg/L～100mg/L に管理します。

なお、高濃度の塩素に対して過敏症等の傾向のある人、皮膚に炎症のある人（ただし伝染性疾患にかかっているものは入場させない）などについては、腰洗い槽は使用せずシャワー等による洗浄を十分行ってください。

#### ⑥ 一般細菌

一般細菌の多くは非病原性であり、細菌感染症との関連はほとんどないものの、一般細菌の数は消毒効果及びプールの一般的清浄度を示す指標となります。

#### ⑦ レジオネラ属菌

レジオネラ属菌は、土壌や河川などに広く生息しています。これが、冷却塔や浴槽の循環水に入り込み増殖し、それを吸入することにより感染すると、レジオネラ症を発症することがあります。

プールにおいても、採暖槽（ジャグジー）、還水槽（オーバーフロー回収槽）やシャワー等を利用している施設では、衛生管理が悪いと同じようにレジオネラ属菌に感染するおそれがあります。

このため、プール水や採暖槽水の消毒、施設の清掃や消毒を十分行うことが重要です。

#### ⑧ 水温

プール水の水温は、一般的には 22℃以上で使用するのが安全と考えられています。

なお、低すぎると心血管系への負担が大きくなり脈拍数や血圧の上昇などの原因となる一方、高すぎると体力を消耗しやすく、脈拍数や血圧の上昇などの原因となることもあります。

また、プール水の体感温度は気温（室温）や気流にも左右されるので、気温（室温）とプールの水温との差にも注意が必要です。

(2) 塩素剤

① 塩素剤の注入量（投入量）

目標とするプール水の有効塩素に対して塩素剤をどれだけ使用するかという計算式は次のとおりです。

$$\text{塩素剤所要量 (g)} = \frac{\text{目標とする有効塩素濃度 (mg/L)} \times \text{プール容量 (m}^3\text{)}}{\text{塩素剤の塩素含有量 (\%)}} \times 100$$

(液体の場合は ml)

しかし、この式により求められた量をプールに投入しても、利用者数、天候等により遊離残留塩素濃度に変化が生じるので、遊離残留塩素濃度を測定しながら、実際には、この量の 1.5～2 倍程度の塩素剤を投入する必要があります。

表-5 プール塩素剤の種類

種類	特徴・注意事項	保管方法
次亜塩素酸 ナトリウム (液体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>有効塩素含有量 5%～12%、強いアルカリ性の液体であり、連続注入によく使用される。</li> <li>原液は皮膚を侵すので、手などに付いた場合は、直ちに流水で洗浄すること。</li> </ul>	専用の保管庫等、冷暗所に施錠して保管すること。
次亜塩素酸 カルシウム (固体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>白色の固体、顆粒又は錠剤。</li> <li>顆粒剤は、散布すると速やかに溶解する。</li> <li>固体のイソシアヌル酸との混合は危険。</li> </ul>	専用の保管庫等、冷暗所に施錠して保管すること。 湿気を避けること。 火気厳禁。
塩素化イソ シアヌル酸 (固体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>白色の固体、顆粒又は錠剤。</li> <li>トリクロロイソシアヌル酸、ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム又はジクロロイソシアヌル酸カリウム等がある。</li> <li>イソシアヌル酸は有効塩素の安定効果がある。</li> <li>プール水を酸性にすることがある。</li> </ul>	専用の保管庫等、冷暗所に施錠して保管すること。 湿気を避けること。 次亜塩素酸カルシウムと混合して保管しないこと。
塩素ガス (気体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボンベに詰めた塩素ガスを、専用の装置で水に溶解してプールに注入する。</li> <li>塩素ガス自体は有毒なので、「毒物及び劇物取締法」等の規定に従って取り扱うこと。</li> <li>プール水を酸性にする。</li> </ul>	専用の保管庫に施錠して保管すること。

## ② 塩素剤使用時の注意

- ・ 固形剤をプールに直接手撒きするとき又はボーリングピン状のフロートに入れて使用するとき、固形剤が完全に溶解しないとプール水の残留塩素濃度が部分的に高濃度になるおそれがあります。完全に溶解して、遊離残留塩素濃度が均一に基準濃度以上であることを確認してから遊泳させてください。
- ・ 顆粒剤を使用するときも、固形剤と同じようにプール水の遊離残留塩素濃度が不均一になりやすいので注意してください。顆粒剤は、風に飛ばされやすいのでプールに直接撒かないでください。バケツ等で溶かす場合も、素手で行わないようにしてください。
- ・ 液体を使用する場合は、薬液タンクに補給する際こぼさないようにしてください。

## (3) 補給水

一般に使われている循環ろ過器は、可溶性物質に対してろ過効果は期待できません。そこで、ろ過式プールにおいても、可溶性物質を増加させないために適正な補給水量（1日あたりのプール水槽の容積の5～20%程度）を加える必要があります。また、補給水量を把握するためのプール補給専用の量水器を設置します。

澤村らの式

$$\text{1日の補給水量 (m}^3\text{/日)} = \frac{\text{1日の利用者数 (人/日)}}{10 \times \text{プール水槽の容積 (m}^3\text{)} + \text{1日の利用者数 (人/日)}} \times \text{プール水槽の容積 (m}^3\text{)}$$

※参考資料

新水泳場管理学 小瀬洋喜、森下正三

## (4) プールにかかわる感染症

「江東区プールの衛生管理に関する条例」では、プールの経営者は「伝染性疾患にかかっている者を入場させないこと」という措置を講じなければならないとなっています。これは、プールを介して感染する病気を防ぐためです。

平成11年4月から「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行されました。この中では、感染力や罹患した場合の重篤度により「一類感染症から五類感染症」に分類し、それぞれに応じた対応をとることになっています。

プール水や施設等を介して比較的感染しやすい疾患の多くは、「三類感染症」、「四類感染症」、「五類感染症」に分類されます。

そこで、プールの許可経営者等は、細菌やウイルスの感染を防止するために、施設やプール水の衛生管理を徹底し、入場者が感染症に罹患していないか注意する必要があります。

表-6 プールで感染するおそれのある主な感染症

感染症	原因菌・ウイルス	主症状・所見	潜伏期	予防	備考
咽頭結膜熱 (プール熱)	アデノウイルス 3、4、7、11型	発熱(39度前後) 咽頭痛 結膜炎	3日～5日	残留塩素濃度の保持。 水泳後のうがい・手洗い・洗眼の徹底。 タオル・ハンカチ・目薬などを他人と共用しないこと。	五類感染症
流行性角結膜炎 (はやり目)	アデノウイルス 8、19、37型	流涙・充血・眼脂等	5日～12日		五類感染症
急性出血性結膜炎 (アボロ熱)	エンテロウイルス70型 コクサッキーウイルスA24型変異株	急な発症 眼痛、充血、眼脂	1日～2日		五類感染症
夏かぜ症候群	コクサッキーウイルス エコーウイルス エンテロウイルス など	発熱・上気道炎 頭痛・嘔吐・下痢・筋肉痛・ 食欲不振などの消化器症状 まれに無菌性髄膜炎を起こす		残留塩素濃度の保持。 感染者を入水させないこと。 水泳後のうがい。	
伝染性軟属 (みずいぼ)	ポックスウイルス (伝染性軟属腫ウイルス)	皮膚に、中央部のくぼみや やや白っぽい光沢のある 1mm～10mmの丘疹(半球状隆起)の出現		タオル類の共有禁止。 更衣室の床などの清掃と乾燥の徹底。 水泳直後に十分シャワーを浴びること。	
手足口病	コクサッキーウイルスA16、10型 エンテロウイルス71型	手のひら、足底又は足背、 口腔粘膜に出現する2～ 5mm程度の水疱	2日～7日		五類感染症
ヘルパンギーナ	コクサッキーウイルス A3、4、5、6、8、10型	突然の高熱 咽頭部に紅暈(こううん) 性小水疱疹を呈する	2日～7日		五類感染症
伝染性膿痂疹 (とびひ)	黄色ブドウ球菌	皮膚に、1mm～2mmの水 泡ができ、1日～2日後に 指頭大まで増大する		感染者を入水させないこと。 タオル類の共有禁止。	
腸管出血性 大腸菌感染症 (O157など)	腸管出血性大腸菌	下痢(水様便～血便) 腹痛、吐き気、嘔吐	2日～9日	残留塩素濃度の保持。 感染者を入水させないこと。	三類感染症
レジオネラ症	レジオネラ肺炎	レジオネラ属菌	・全身倦怠感 ・筋肉痛 ・頭痛 ・高熱 ・悪寒 ・乾性咳→湿性 ・意識障害 ・腹痛、嘔吐、下痢	採暖槽水を毎日交換すること。 採暖槽の清掃・消毒 レジオネラ属菌の検査を行うことが望ましい。(年1回以上) 残留塩素濃度の保持。	四類感染症
	ボンティアック熱		・発熱、悪寒、頭痛などの インフルエンザ様症状		

## (5) プールでの事故

### ① 吸込み事故（排水口、循環水取入口）

水泳者の体の一部（頭、手、足等）や体全部（幼児等）が、循環水取入口、排水口等、陰圧になっている開口部に吸込まれ、逃れられず、死亡することがあります。吸込み事故は、構造設備の対策で防止可能です。吸込みを防止するには、

- ・ 排水口、循環水取入口の蓋等の穴やすき間は子供が手足を引き込まれないような大きさとします。（1.5cm 以下が望ましい）
- ・ 循環水取入口、排水口を分散して、1 箇所にかかる吸込み圧力を小さくします。（吸込み水速は 0.4m/sec が望ましい）
- ・ オーバーフロー式の吸込み口方法等にします。

また、異常発生時にポンプを緊急停止させるボタン、吸付き時に配管内の圧力を抜くための装置を設置することが望まれます。

なお、吐出口についても、ポンプ停止時等に水を吸込む現象が生じる場合があるため、金網・鉄格子等を設置し、ネジ・ボルト等で固定することが必要です。

### ② 飛び込み事故（プール底面、人）

頭からの飛び込みによるプール底面への衝突やプール入泳者との衝突による事故は、死亡事故につながることが多く、重い後遺症を残す場合もあります。

事故を防止するため、構造設備においてはプール本体に水深の明示をします。また、管理においては、水深の浅いところや混んでいる場合での飛び込み禁止など、水泳者への注意喚起が必要です。

### ③ 転倒事故（プールサイド）

プールサイドでの転倒事故を防止するため、プールサイドの床面を滑りにくく、排水勾配を十分に取り、水はけもよくする構造とし、細菌や藻が発生しないよう施設の清掃管理を十分に行う必要があります。また、プールサイドを走らないように入泳者に注意喚起することが重要です。

## (6) 安全確保

### ① 注意事項

利用者に対する注意事項を入口、更衣所その他見やすい場所に表示してください。

#### 利用者への注意事項（例示）

- ① プール内では監視人の指示に従いましょう。
- ② かぜ、咽頭結膜熱（プール熱）その他感染性の病気にかかっている人や下痢等の症状のある人は、ご遠慮ください。
- ③ 飲酒者や保護者がいない幼児、ひどく疲れている人は、ご遠慮ください。
- ④ 他の利用者に迷惑をかけるようなことをしたり、迷惑となる物、刃物・ガラス製品などの危険な物や動物を持ち込まないでください。
- ⑤ プールに入る前には、トイレを済ませ、体の各部をよく洗い、化粧等を洗い落としてください。
- ⑥ プール内では、鼻をかんだり、つばを吐かないようにしてください。
- ⑦ プールサイドでの履物の使用や、飲食はご遠慮ください。
- ⑧ 泳ぎ終わったら眼を洗い、うがいをし、シャワーで体の各部をよく洗いましょう。

### ② 閉場時の危険防止

管理者は、シーズンオフや時間外に、人がプール施設内に立ち入りできないよう周囲のへい（破損個所の補修）、出入り口の施錠の確認など十分な安全管理を心掛け、事故が起こらないように注意します。

## (7) 書類

### ① プール日誌（P. 15）

プール日誌は、日常の管理状況を把握し、その管理が良好になされているかを判断し、適切な改善をしていくための資料となるものです。プール日誌には、天候、気温、水温、水泳者数、事故状況、残留塩素濃度、塩素剤使用量、その他維持管理状況を毎日記録し、3年間保管します。施設によって設備や使用状況などが異なるので、プール日誌の例を参考に、施設に応じた利用しやすいものを工夫して作成してください。

### ② 設備点検結果等の掲示（P. 16）

水質検査結果及び設備点検結果を掲示し、施設の衛生と安全に関する状況を利用者に周知します。

### ③ プール事故届（P. 17）

プールに起因する疾病・事故が発生したときは、経営者は直ちに所轄の保健所長に報告してください。報告については、様式のとおりです。

# プール日誌（例示）

責任者	点検者

平成 年 月 日 ( ) 天候 ( )

水 質 管 理 及 び 利 用 状 況									
時刻	気温 (室温) ℃	水温 ℃	遊離残留塩素濃度 mg/L		入場者 数	水泳者 数	塩素剤 投入量	pH	
			プール	腰洗い槽等					
9:00									
10:00									
11:00									
12:00									
13:00									
14:00									
15:00									
16:00									
17:00									
18:00									
19:00									
合計					人	人	g		
プールの換水状況等									
新規補給水量			m <sup>3</sup> /日						
ろ過装置	運転状況	時から		時まで					
	逆洗	時から		時まで(逆洗水量		m <sup>3</sup> /日)			
塩素剤の 使用量	プール水	比例注入(薬品名 )		mL/分 (		L/日)			
		固形剤(薬品名 )		g/日					
	腰洗い槽	固形剤(薬品名 )		g/日					
	足洗い場	固形剤(薬品名 )		g/日					
清掃 状況	更衣室			点 検 等 状 況	水質検査及び構造設備の点検結果揭示				
	洗面所・便所				洗眼器・シャワー				
	足・腰洗い槽				ろ過・滅菌装置				
	採暖槽				貯 水 槽 内	循環水取入口			
	プールサイド					排水口			
	プール本体					吐出口			
備考									



当プールをご利用のみなさまへ(例示)

当プールでは次の事項について定期的に点検を実施し、  
施設の安全を確認しています。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

管理者

(連絡先:〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

区分	点検項目	点検結果
施設関係	鉄蓋、金網、吸込み防止金具等がネジ・ボルト等で堅固に固定されているか	(例) 堅固に固定されている など
	その他管理者が重要と考える項目	(適宜記載)
管理運営関係	監視員が適切に配置されているか	(例) 適切に配置されている など
	監視員に対して、プールの施設・構造や監視業務について十分な指導を行っているか	(例) 十分指導を行っている など
	その他管理者が重要と考える項目	(適宜記載)

なお、鉄蓋、金網等が堅固に固定され、ネジ・ボルト等に異常がないことを毎日点検で確認しています。

年 月 日

江東区保健所長 殿

経営者 住 所

氏 名 印

年 月 日生 電話 ( )

(法人にあつては名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者名)

## プール等に起因する疾病・事故発生届

プールに起因する疾病・事故が発生したので、下記のとおりお届けします。

### 記

1. 発生日時 年 月 日 (午前・午後) 時 分

2. 発生場所 施設の名称

施設所在地 江東区 丁目 番 号

3. 疾病・事故の概要

4. 患者等発生状況 (発生数・発生範囲・感染経路・接触範囲・症状等)

5. プール等の概要 (当日の使用状況・管理状況等)

## 5 提出必要書類

プール経営許可申請・経営届時に必要な書類

書 類	内 容
(許可プールの場合) プール経営許可申請書 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プールを新設する場合</li> <li>・ プールを大規模な増築又は改築する場合</li> <li>・ 既存プールを学校開放プール・水泳教室等で使用する場合</li> <li>・ プールの経営者が変わる場合（個人⇄法人等）</li> </ul>
申請手数料	
(学校プールの場合) プール経営届 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校又は同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校において専ら当該学校の幼児、児童、生徒又は学生を対象とするプールを経営しようとする場合</li> </ul>
付近の見取り図（案内図）	営業所付近の地図を添付ください
構造設備の概要 ※	記入してください
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>① プールの配置図</li> <li>② プール施設の建築平面図・立面図 給排水系統図・配管平面図 空調換気設備図空調設備に関する計算書（外気導入量等） 照明設備図（平均照度分布図を含む）</li> <li>③ 貯水槽の断面図</li> <li>④ プールろ過システム図</li> <li>⑤ 貯水槽内の排水口及び吐水口の詳細図</li> </ul>
(申請者が法人の場合) 定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書	6か月以内に発行された登記事項全部証明書

※の書類は保健所窓口にあります。

## 6 その他の手続き

### (1) 許可・届出内容に変更が生じた場合

事 項		提 出 書 類 等
施設名称、管理者を変更したとき		① 変更届 ※
経 営 者	個人 改姓、改名したとき 住所が変わったとき	① 変更届 ※
	法人 名称、事務所所在地、代 表者が変わったとき 組織変更のとき (有限会社⇒株式会社、 合資会社⇔合名会社)	① 変更届 ※ ② 法人の登記事項証明書 (6か月以内に発行 された履歴事項全部証明書)
構造設備が変わったとき ※事前にお問い合わせください		① 変更届 ※ ② 構造設備の概要がわかる図面類

※の書類は保健所窓口にあります。届出には印鑑（法人の場合は代表者印）が必要です。

(注) 届出は遅滞なく行ってください。

### (2) 承継に関する届出

事 項		提 出 書 類 等
経営者（個人）が死亡し、相続 をしたとき		① 承継届 ※ ② 被相続人と相続人全員の関係が明らかな戸籍全部 事項証明書 ③ 相続人全員の同意書
経営者（法人）が合併又 は分割により承継したと き	合併	① 承継届 ※ ② 合併により存続する法人又は設立された法人の登 記事項証明書(6か月以内に発行された履歴事項全 部証明書)
	分割	① 承継届 ※ ② 分割により営業を承継した法人の登記事項証明書 (6か月以内に発行された履歴事項全部証明書)

※の書類は保健所窓口にあります。届出には印鑑（法人の場合は代表者印）が必要です。

### (3) 廃止したとき

事 項	提 出 書 類 等
営業をやめたとき (名義変更、増改築に伴う開設時を 含む)	① 廃止届 ※ ② 許可書

※の書類は保健所窓口にあります。届出には印鑑（法人の場合は代表者印）が必要です。

(4) 再開したとき

事 項	提 出 書 類 等
プールを休止した後に再開するとき (季節プール等) ※	① 再開届

※の書類は保健所窓口にあります。届出には印鑑（法人の場合は代表者印）が必要です。

○江東区プールの衛生管理に関する条例

昭和50年3月17日

条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、プールの構造及び維持管理等について必要な規制を行うことにより、公衆衛生の向上及び安全の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「プール」とは、容量50立方メートル以上の貯水槽を設け、公衆に水泳をさせる施設をいう。

(平5条例30・一部改正)

(許可等)

第3条 プールを経営しようとする者は、規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校において専ら当該学校の幼児、児童、生徒又は学生を対象とするプール(以下「学校プール」という。)を経営しようとする者は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による学校プールを経営しようとする者は、規則で定めるところにより、区長に届け出なければならない。

3 区長は、第1項の規定により許可の申請があった場合において、その申請に係る施設が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、許可をしなければならない。

(1) 貯水槽は、不浸透性材料を用い、給排水及び清掃が容易にでき、かつ、周囲から汚水が流入しない構造とし、オーバーフロー溝を設けること。また、水泳者の見やすい場所に水深を明示すること。

(2) プールサイドは、不浸透性材料を用い、水際の部分は、滑り止めの構造とすること。

(3) 通路は、不浸透性材料を用い、滑り止めの構造とすること。

(4) 給水設備は、給水管にプール水が逆流しないような構造とすること。

(5) 排水設備は、排水が短時間に行える能力を有すること。また、排水口及び循環水取入口には、堅固な金網、鉄格子等を設けること。

(6) 男子用及び女子用の更衣所及び便所を設け、外部から見通すことのできないような構造とすること。

(7) 応急措置のできる設備を有する救護所を設けること。

(8) 救命浮輪、麻なわその他の適当な救命器具を備えた監視所を設けること。

(9) その他規則で定める事項

4 区長は、第1項の規定により許可をするに当たっては、公衆衛生又は安全の確保のため必要な限度において、条件を付することができる。

(平5条例30・平19条例38・一部改正)

(地位の承継)

第3条の2 前条第1項の許可を受けた者(以下「許可経営者」という。)について相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該プールの経営を承継した法人は、許可経営者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可経営者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を区長に届け出なければならない。

(平14条例24・追加)

(措置の基準)

第4条 許可経営者及び第3条第2項の規定により届出をした者(以下「届出経営者」という。)は、プールにおける公衆衛生及び安全の確保に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 施設内は、常に整頓し、水泳者が利用する場合は、毎日1回以上清掃すること。
- (2) 危険防止及び救助のため、監視人を配置すること。
- (3) 入口、更衣所その他水泳者の見やすい場所に利用者の注意事項を表示すること。
- (4) 伝染性疾患にかかっている者、泥酔者、付添人のいない幼児その他他人の迷惑となるおそれがあると認められる者を入場させないこと。
- (5) 閉場後は、直ちに施設を点検し、異常の有無を確認すること。
- (6) その他規則で定める事項

(平5条例30・平14条例24・一部改正、平17条例26・旧第5条繰上)

(管理者の設置)

第5条 許可経営者は、前条の規定による必要な措置を講ずるため、施設ごとに専任の管理者を置かなければならない。ただし、自ら管理するときは、この限りでない。

(平17条例26・旧第6条繰上)

(報告の徴収及び立入検査)

第6条 区長は、必要があると認めるときは、許可経営者、届出経営者、管理者その他の関係者から必要な報告を求め、又はその職員をして、プールに立ち入り、その構造設備若しくは第4条の規定による措置の実施状況を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、環境衛生監視員と称し、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(平17条例26・旧第7条繰上・一部改正)

(使用停止及び措置命令)

第7条 区長は、第3条第1項の規定による許可に係る施設が、同条第3項に規定する基準に適合しないと認めるとき、又は許可経営者、届出経営者若しくは管理者が第4条に規定する措置の基準に違反したと認めるときは、期間を定めて、当該プールの使用停止を命じ、又は公衆衛生上若しくは安全の確保上、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(平17条例26・旧第8条繰上・一部改正)

(許可の取消し)

第8条 区長は、許可経営者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の規定による許可を取り消すことができる。

- (1) 第3条第4項の規定により付した条件に違反したとき。
- (2) 第5条の規定に違反したとき。
- (3) 前条の規定による命令に違反したとき。

(平17条例26・旧第9条繰上・一部改正)

(罰則)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第1項の規定に違反してプールを経営した者
- (2) 第7条の規定による命令に違反した者

(平17条例26・旧第10条繰上・一部改正)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第2項の規定に違反して学校プールを経営した者
- (2) 第4条の規定に違反した者
- (3) 第6条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(平17条例26・旧第11条繰上・一部改正)

(両罰規定)

第11条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

(平17条例26・旧第12条繰上)

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平17条例26・旧第13条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に水泳場及びプール取締条例(昭和24年東京都条例第55号。以下「都条例」という。)によりなされている許可又は許可申請は、この条例によりなされた許可(都条例による許可の有効期間中に限る。)又は許可申請とみなす。



附 則(中間省略)

附 則(平成13年条例第25号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年条例第26号)抄  
(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第38号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成19年規則第93号で平成19年12月26日から施行)

○江東区プールの衛生管理に関する条例施行規則

昭和50年3月31日

規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、江東区プールの衛生管理に関する条例(昭和50年3月江東区条例第24号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(平5規則16・一部改正)

(用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(書類の経由)

第3条 条例及びこの規則の定めるところにより、区長に提出する申請書、届書その他の書類は、保健所長を経由しなければならない。

(平12規則54・一部改正)

(許可の申請等)

第4条 条例第3条第1項の規定により許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載したプール経営許可申請書(別記第1号様式)により区長に申請しなければならない。

- (1) 申請者の氏名、住所及び生年月日(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) プールの名称
- (3) プールの所在地
- (4) 施設の構造設備の概要
- (5) 開場の期間及び時間
- (6) 管理者の氏名

2 前項の許可を受けようとする者が法人であるときは、当該申請書に定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書を添付しなければならない。

3 条例第3条第2項の規定により届出をしようとする者は、第1項第1号から第5号までに掲げる事項を記載したプール経営届(別記第2号様式)を区長に提出しなければならない。

(平20規則6・一部改正)

(許可の基準)

第5条 条例第3条第3項第9号の規則で定める事項は、別表第1のとおりとする。ただし、施設の規模、形態その他特別の理由により、区長が公衆衛生及び安全の確保上支障がないと認めるときは、この基準をしんしゃくすることができる。

(平20規則6・全改)

(許可書の交付)

第6条 区長は、条例第3条第1項の規定により許可したときは、プール経営許可書(別記第3号様式)を交付するものとする。

(平5規則16・一部改正、平14規則47・旧第5条線下・一部改正、平20規則6・一部改正)

(地位の承継の届出)

第7条 条例第3条の2第2項の規定により、相続による許可経営者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載したプール経営承継(相続)届(別記第4号様式)を区長に提出しなければならない。

- (1) 届出者の住所、氏名及び生年月日並びに被相続人との続柄
- (2) 被相続人の氏名及び住所
- (3) 相続開始の年月日
- (4) プールの名称及び所在地

2 前項の届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 全部事項証明書(戸籍謄本)
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により許可経営者の地位を承継すべき相続人として選出された者にあつては、その全員の同意書

3 条例第3条の2第2項の規定により、合併又は分割による許可経営者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載したプール経営承継(合併・分割)届(別記第5号様式)を区長に提出しなければならない。

- (1) 届出者の名称、事務所所在地及び代表者の氏名
- (2) 合併により消滅した法人又は分割前の法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名
- (3) 合併又は分割の年月日
- (4) プールの名称及び所在地

4 前項の届には、承継を証する書類を添付しなければならない。

(平20規則6・追加)

(変更等の届出)

第8条 許可経営者又は届出経営者は、プール経営許可申請書又はプール経営届に記載した事項を変更したときは、遅滞なくプール変更届(別記第6号様式)を区長に提出しなければならない。

2 前項の届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法人の場合は、変更後の法人の登記事項証明書
- (2) 構造設備の変更の場合は、その説明図

3 許可経営者又は届出経営者は、プールを休止した後に再開しようとするとき又は廃止したときは、プール再開(廃止)届(別記第7号様式)を区長に提出しなければならない。

(平5規則16・旧第7条線下・一部改正、平14規則47・旧第6条線下・一部改正、平20規則6・旧第7条線下・一部改正)

(措置の基準)

第9条 条例第4条第6号の規則で定める事項は、別表第2のとおりとする。

(平5規則16・旧第9条繰上、平14規則47・旧第8条繰下、平17規則17・一部改正)

(身分を示す証明書)

第10条 条例第6条第2項に規定する身分を示す証明書は、環境衛生監視員証を定める省令(昭和52年厚生省令第1号)に規定する証明書とする。

(平5規則16・旧第10条繰上・一部改正、平14規則47・旧第9条繰下・一部改正、平17規則17・平20規則6・一部改正)

(委任)

第11条 この規則に規定するもののほか必要な事項は、保健所長が定める。

(平20規則6・追加)

附 則

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(中間省略)

附 則(平成12年規則第54号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年規則第47号)

(施行期日)

1 この規則は、平成14年6月1日から施行する。

(江東区保健所長委任規則の一部改正)

2 江東区保健所長委任規則(昭和50年3月江東区規則第56号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成16年規則第42号)

(施行期日)

1 この規則は、平成16年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、江東区プールの衛生管理に関する条例(昭和50年3月江東区条例第24号)の規定により現に許可を受けている施設及び現に許可の申請がなされている施設については、この規則による改正後の江東区プールの衛生管理に関する条例施行規則別表第1の5の項の規定は、適用しない。ただし、この規則の施行の日以後に、プールを増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合はこの限りでない。

附 則(平成17年規則第17号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第6号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に江東区プールの衛生管理に関する条例(昭和50年3月江東区条例第24号。以下「条例」という。)第3条第1項の規定によりプールの経営の許可の申請がなされている施設に対する当該許可の基準は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から1年以内にあつては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、現に条例第3条第1項の規定による許可を受けている施設及び同項の規定による許可の申請をしている施設で施行日以後に当該許可を受けた施設は、施行日から1年以内にこの規則による改正後の江東区プールの衛生管理に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)別表第1の基準に適合したものとしなければならない。
- 4 この規則の施行の際、現に条例第3条第1項の規定による許可を受けている施設及び現に同項の規定による許可の申請がなされ、この規則の施行日以後に当該許可を受けた施設の許可経営者並びに現に同条第2項の規定による届出をしている施設の届出経営者は、施行日から1年以内に新規則別表第2の基準に適合したものとしなければならない。

別表第1(第5条関係)

(平20規則6・全改)

許可の基準	
1	プールサイドは、水泳者数に応じ、かつ、救急のための作業を妨げない十分な広さとする事。
2	貯水槽本体には、循環ろ過方式の浄化設備を設ける事。
3	循環のための配管経路の途中に、プール水を消毒するための塩素剤、塩素又は二酸化塩素(以下「塩素剤」という。)を連続注入する設備を設ける事。
4	循環水の吐出口は、プール水中の遊離残留塩素濃度又は二酸化塩素濃度が均一になる位置に設ける事。
5	循環水取入口及び貯水槽内の排水口の金網、鉄格子等は、吸付きによる事故を防止する構造とし、かつ、ネジ若しくはボルトによる固定又はこれらと同等以上の固定をすること。
6	循環水取入口及び貯水槽内の排水口には、金網、鉄格子等のほかに配管口に吸込み防止金具を設置する等の安全対策を施す事。
7	吐出口には、堅固な金網、鉄格子等を設置し、ネジ若しくはボルトによる固定又はこれらと同等以上の固定をすること。
8	貯水槽に接続される水位調整槽及び還水槽等は容易に清掃及び消毒ができる構造とする事。
9	施設からの排水をプール水として再利用する構造としない事。
10	新規補給水量及び循環水量を把握するため、専用の量水器を設ける事。
11	水泳前の水泳者の身体を清浄にし、プール水の汚染を防止するため、シャワーを更衣所及び便所から貯水槽に至る途中に設置すること。また、水泳者の状況等に応じて、足洗い場及び腰洗い槽(以下「足洗い場等」という。)を設ける場合は、更衣所及び便所から貯水槽に至る途中等適切な位置に設置すること。なお、当該シャワーは、温水設備を設置して洗浄水の温度を適温に保ち、かつ常時放水する機能、自動的に放水する機能又はこれらと同等の機能により水泳者が必ず全身を洗浄できるものとする事。
12	水泳後の水泳者の身体を清浄にするためのシャワーを適切な位置に設置すること。なお、当該シャワーには、温水設備を設置すること。
13	水泳者50人当たり1個の洗面水栓を備え付けた洗面所、水泳者50人当たり1個の飲用水栓を備え付けた水飲み場及び水泳者50人当たり1個の洗眼専用の洗眼水栓を備え付けた洗眼所を、適切な位置に設置すること。
14	便所には、男子用として60人当たり1個、女子用として40人当たり1個の便器を設け、男子用便器5個ごとに男子用大便器1個を設ける事。なお、便所の構造は、水洗式とし、床は、不浸透性材料を用いる事。
15	更衣所には、利用者の衣服等を安全かつ衛生的に保管できる設備を設ける事。
16	監視所は、プール全体を見渡すことのできる場所及び位置に設ける事。なお、1の監視所でプール全体を見渡すことができない場合にあっては、監視所を複数設ける事。
17	緊急時等に水泳者、監視人その他関係者に連絡事項を確実に周知するため、施設に適した放送

	設備及び連絡設備を設けること。
18	屋内プール及び夜間使用する屋外プールには、貯水槽の水面及びプールサイドの床面で、常時100ルクス以上の照度を確保できる照明設備を設けること。
19	屋内プールには、十分に換気ができる設備を設けること。
20	機械室は、施錠ができる構造とすること。
21	休憩所を設ける場合は、プールサイドと区画し、飲食物等によるプールサイド及びプール水への汚染を防ぐ構造とすること。
22	観覧席を設ける場合は、その出入口を水泳者用と区別し、かつ、プールサイドと柵等で区画すること。
23	遊戯設備を設ける場合は、危害防止上適切な構造のものとし、安全な場所に配置すること。
24	塩素剤等及びその他の薬剤を安全かつ適正に保管するため、施錠可能な保管施設を設けること。また、当該保管施設には、薬剤ごとに専用の保管設備を設けること。

別表第2(第9条関係)

(平20規則6・全改)

措置の基準	
1	プール水は、貯水槽ごとに、1年に1回以上全換水するとともに、清掃を行うこと。その際、循環水取入口、貯水槽内の排水口、吐出口その他開口部の安全を確認すること。
2	循環水取入口、貯水槽内の排水口及び吐出口の金網、鉄格子等及び吸込み防止金具等の固定状況を確認すること。また、循環水取入口、貯水槽内の排水口及び吐出口付近の水泳者の安全状況を常時確認すること。
3	水位調整槽及び還水槽等の清掃は、1年に1回以上行うこと。また、水位調整槽及び還水槽等の点検は、適宜行うこと。
4	プールには、じんかいその他の汚物等を停滞させないこと。
5	監視人を適当数配置すること。
6	許可経営者及び届出経営者は、監視人に対して事故防止対策、事故発生時の対応その他安全及び衛生管理に必要な事項について研修及び訓練等を行うこと。
7	救命器具は、直ちに使用できる状態にしておくこと。
8	入り口、更衣所その他水泳者の見やすい場所に開場時間を表示すること。
9	水泳に適さない状態になったとき又は適さない状態になるおそれがあると認められるときは、水泳させないよう必要な措置を講じること。
10	他人に危害を及ぼし、又はプール等の衛生を損なうおそれのある物をみだりに持ち込ませないこと。
11	水泳者に、他人の妨げ又は迷惑となる行為をさせないこと。
12	<p>プール水については、次の基準を守ること。ただし、区長が、公衆衛生上支障がないと認めたときは、これらの基準(第5号の基準を除く。)の一部又は全部を適用しないことができる。</p> <p>(1) 水素イオン濃度は、5.8以上8.6以下であること。</p> <p>(2) 濁度は、2度以下であること。</p> <p>(3) 過マンガン酸カリウム消費量は、1リットルにつき12ミリグラム以下であること。</p> <p>(4) 塩素剤又は塩素による消毒を行う場合にあっては、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上となるようにし、二酸化塩素による消毒を行う場合にあっては、二酸化塩素濃度が1リットルにつき0.1ミリグラム以上0.4ミリグラム以下かつ亜塩素酸濃度が1リットルにつき1.2ミリグラム以下であること。</p> <p>(5) 大腸菌は、100ミリリットル中に検出されないこと。</p> <p>(6) 一般細菌は、1ミリリットルにつき200CFU以下であること。</p>
13	加温装置を設けて温水を利用する場合、プール水からレジオネラ属菌が検出されないこと。
14	プール水の水質検査は、塩素剤又は塩素による消毒を行う場合にあっては、遊離残留塩素濃度について、二酸化塩素による消毒を行う場合にあっては、二酸化塩素濃度及び亜塩素酸濃度について毎時1回以上行い、水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌及び一般細菌については毎月1回以上行うこと。また、加温装置を設けて温水を利用する場合、レ



	ジオネラ属菌に関する検査を1年に1回以上行うこと。
15	水質検査及び構造設備点検の結果を、入り口、更衣所等の利用者に見やすい場所に掲示すること。
16	足洗い場等には、常に適量の塩素剤を入れておくこと。
17	シャワー、洗面所、水飲み場及び洗眼所には、飲用に適する水を使用すること。
18	屋内プールは、換気及び照明を十分にし、夜間使用する屋外プールは照明を十分にすること。
19	屋内プールにあつては空気中の二酸化炭素の含有率0.15パーセント以下であること。また、2月以内ごとに1回、定期的に測定を行うこと。
20	救護のために、2以上の最寄りの診療所又は病院を把握し、緊急時の連絡体制を整えておくこと。
21	プールに起因する疾病又は事故が発生したときは、遅滞なく区長に届け出ること。
22	開場中は、天候、気温、水温、水泳者数、事故の状況その他維持管理状況を毎日記録し、水質検査等の記録とともに、当該記録を3年間保存しておくこと。
23	異種の薬剤の混合による事故を防止するため、保管容器に薬剤の名称を示す等の方法により薬剤の種類を明確にすること。また、薬剤の補充等を実施する係員には、十分な知識を持った者を充てること。

プールの構造・衛生管理の基準と手続き

平成 15 年 3 月発行

印刷番号(23)15号

平成 20 年 10 月改訂

平成 23 年 5 月改訂

平成 28 年 6 月改訂

編集・発行 江東区保健所生活衛生課環境衛生係

江東区東陽 2-1-1

TEL (3647)5862

印刷所 睦美マイクロ株式会社

江東区東陽 5-7-12

TEL (5690)7275